

農地法第3条の許可までの流れ

農業委員会では、皆様からの農地のご相談に対し、適切な手続きを行います。

農地法第3条申請については、下記のとおり申請から許可書の交付までの事務の標準処理時間を30日と定め、迅速な許可事務に努めます。

① 申 請

毎月7日締切 貸人（譲渡人）と借人（譲受人）による申請

※その日が土日及び祝祭日などの場合は、翌開庁日

② 現 地 確 認

13日～24日頃 農業委員による現地確認

③ 総 会

毎月25日 総会で審議

④ 許可書交付

月 末